

埼玉県目標設定型排出量取引制度

目標達成に利用できるクレジット等



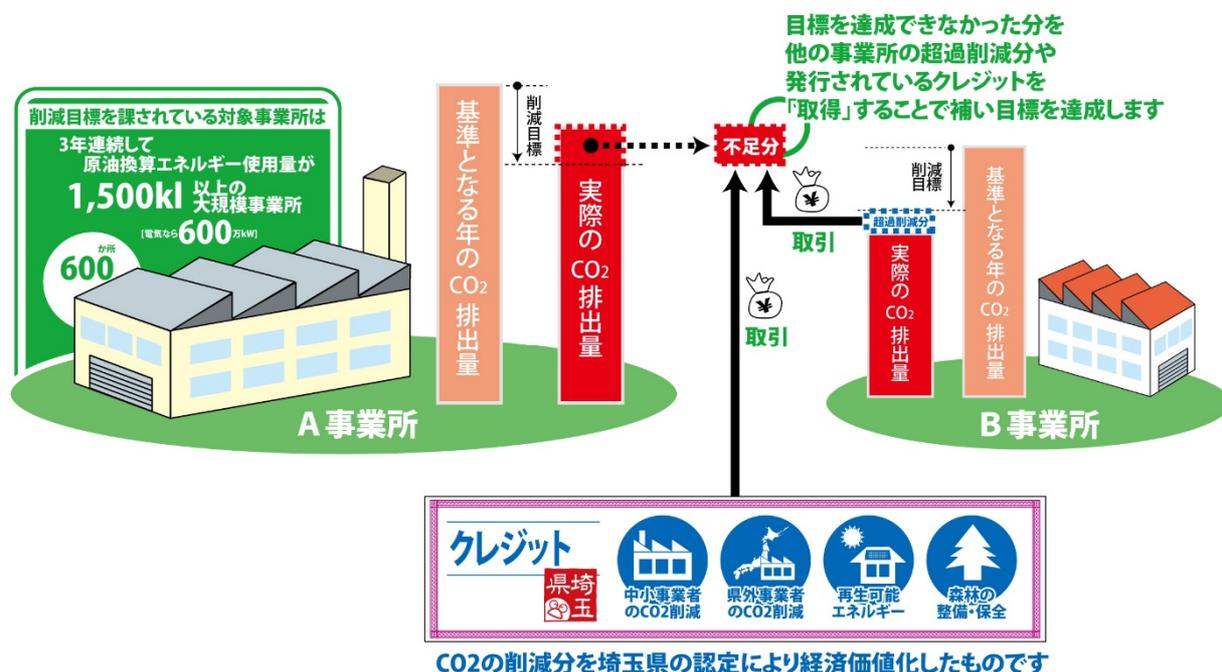
埼玉県のマスコット コバトン



彩の国
埼玉県

目標設定型排出量取引制度

温室効果ガスを継続して多量に排出する大規模事業所は、事業所ごとに定められた削減目標を達成するよう、排出削減に努めていただきます。自らの削減により目標を達成できない場合は、排出量取引により、他事業所の削減量や再エネクレジットなどのオフセットクレジットを取得し、目標達成に充てることができます。



対象となる事業所（大規模事業所）

原油換算で1,500 kL以上のエネルギーを3か年度連続して使用する大規模な事業所

削減計画期間（目標達成を評価する期間）

	削減計画期間	目標達成期限
第1削減計画期間	2011（平成23）年度～2014（平成26）年度の4か年度	2016（平成28）年9月末
第2削減計画期間	2015（平成27）年度～2019（平成31）年度の5か年度	2021（平成33）年9月末
第3削減計画期間以降	2020（平成32）年度以降、5か年度ごと	削減計画期間の最終年度の翌々年度の9月末

クレジット等の種類

目標達成にあたっては、下記のクレジット等を創出・取得し、自らの事業所の削減に代えることができます。また、大規模事業者以外もこれらのクレジット等を創出し、排出量取引に参加することができます。

大規模事業者
での取組

超過削減量 大規模事業者（制度対象事業者）において、削減目標量を上回って削減された量

その他ガス削減量 大規模事業者（制度対象事業者）において、その他ガス（エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス）について削減された量の一部を、その事業者の削減として認めたもの

オフセットクレジット

県内中小クレジット 埼玉県内の中小規模事業者（大規模事業者以外の事業者）において、エネルギー起源CO₂について、削減された量

県外クレジット 大規模事業所に相当する規模の埼玉県外の事業者において、エネルギー起源CO₂について、削減目標量を上回って削減された量

再エネクレジット

- 環境価値換算量
この制度で設備認定を受けた太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの再エネ発電設備において創出された、再生可能エネルギーの環境価値換算量
- その他削減量
他制度で認証された再生可能エネルギー環境価値（グリーンエネルギー証書等）を、この制度で利用できるクレジットにしたもの

森林吸収クレジット 埼玉県森林CO₂吸収量認証制度及びJ-クレジット制度等（森林管理に係るもの）に基づく認証吸収量を、この制度で利用できるクレジットにしたもの

東京連携クレジット 東京都「総量削減義務と排出量取引制度」で創出されたクレジットを、この制度で利用できるクレジットにしたもの

1

超過削減量

超過削減量は、大規模事業所が削減目標量を上回って排出削減した量を、クレジット化したものです。

【創出できる事業所】

大規模事業所

【創出できる要件】

排出削減量が、削減目標量を上回っていること。

【算定の方法（クレジット等にできる量）】

削減目標量を上回って削減された量が、超過削減量となります。

ただし、各年度において削減量が基準排出量の2分の1を上回った場合は、以下の式の量が超過削減量となります。

$$\left(\text{その年度の基準排出量の2分の1} \right) - \left(\text{その年度の削減目標量} \right)$$

○基準排出量

既存事業所 2006（平成18）年度から2010（平成22）年度まで5か年度連続で原油換算で1,500 kL以上のエネルギーを使用した大規模事業所	●過去の排出量の平均 2002（平成14）年度から2007（平成19）年度までの任意の連続する3か年度の排出量の平均
新規事業所 既存事業所以外の大規模事業所	以下のいずれかの方法 ●過去の排出量の平均 削減計画期間の開始年度の4年度前から前年度までのうち連続する3か年度の排出量の平均 ●排出標準原単位を用いた算出値

【第三者検証】

基準排出量・年度排出量の第三者検証が必要です。

（一部の事業所においては運用管理基準の適合認定の検証が必要です）

基準排出量は、早めに受検することをお勧めします。

年度排出量も、毎年受検することをお勧めします。

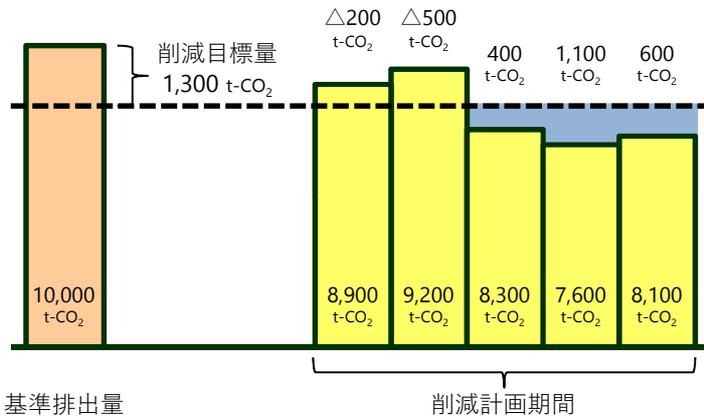
【クレジット等として利用できる期限】

創出された削減計画期間の、次の削減計画期間まで持ち越して、目標達成に利用できます。

【その他の注意点】

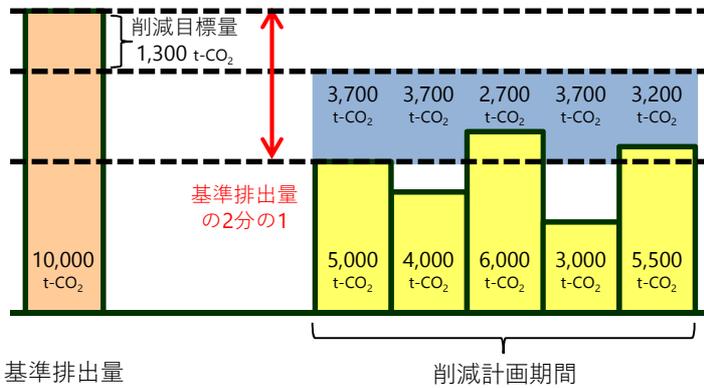
- ・その事業所における「その他ガス削減量」を優先して目標達成に充てることにより、その事業所で認められる超過削減量を増やすことができます。
- ・計画年度の途中で発行を行うためには、基準年度・発行対象年度の検証が終わっており、またその発行対象年度の合計で、排出削減量が削減目標量を上回っている必要があります。
- ・埼玉連携クレジットとして、東京都制度に移転することができます。
 ※移転できる事業所等には制限があります。詳細はp.23「埼玉連携クレジット」を御覧ください。

算定イメージ



超過削減量：1,400 t-CO₂
($\Delta 200 + \Delta 500 + 400 + 1,100 + 600$)

削減計画期間を合算して計算



超過削減量：17,000 t-CO₂
($3,700 + 3,700 + 2,700 + 3,700 + 3,200$)

削減量が基準排出量の2分の1を上回った年度は、基準排出量の2分の1から削減目標量を減じた量が、その年度の超過削減量となる。
 $10,000 \times 1/2 - 1,300 = 3,700 \text{ t-CO}_2$

手続フロー

① 県と協議を行い、基準排出量を決定する。

② 「地球温暖化対策計画報告書・実績報告書」を、県に提出する。

③ 基準年度及び削減計画期間の検証を受検し、県に報告する。

④ 削減量が承認される。

基準排出量の決定
削減対策の立案

「地球温暖化対策計画報告書・実績報告書」の提出

毎年7月末日まで

検証機関による検証が必要
※最終年度の実績報告時までに行う
(基準年度の検証を含む)
※毎年度又は複数年度をまとめて

削減量の承認

クレジットの発行申請へ

2

その他ガス削減量

その他ガス削減量は、大規模事業所が排出するエネルギー起源CO₂以外の温室効果ガスの削減量の一部を、その事業所の削減量として認めたものです。

※ 対象となるガス（その他ガス）

非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、フロン類（HFC、PFC）、六ふっ化いおう、三ふっ化窒素

【創出できる事業所】

大規模事業所

【創出できる要件】

- ・ 算定年度のその他ガス排出量が、基準排出量よりも削減できていること。
- ・ 実施される削減対策が、地球上から実質的にその他ガスの排出を削減をするものであること。
- ・ その他ガスを削減することを目的として、削減対策を講じていること。

【算定の方法（クレジット等にできる量）】

以下の式で算出された量がその他ガス削減量として認められます。

$$(\text{その他ガスの基準排出量} - \text{算定年度における実排出量}) \times 1/2$$

○基準排出量

平成14年度から平成20年度までのいずれか連続する3か年度のその他ガス排出量の平均（その他ガスの基準年度は、目標設定ガスの基準年度と異なっていても構いません）

○その他ガス排出量の算定方法

以下の算定方法からその他ガス排出量を算定する
選択した算定方法を踏まえ、必要な測定点（モニタリングポイント）を設定する

排出係数による計算	その他ガス排出量算定ガイドライン等に定める排出係数に活動量（その他ガス使用量等）を乗じて排出量を算定する方法です
排ガスの実測	その他ガスを含む排ガスの全量を乗じ測定（又はサンプリング測定）し、その他ガス濃度に排ガス量を乗じて排出量を算定する方法です
物質収支・モデル計算	その他ガスの購入量、製品に含まれる量、化学反応による分解・副生量を全て把握（計測又はモデル計算）し、その差から環境中への排出量を算定する方法です

○その他ガス排出量のCO₂換算

その他ガスの種類ごとの排出量に、それぞれ決められた地球温暖化係数を乗じ、その全てを合算した量が、その他ガス排出量となります

【第三者検証】

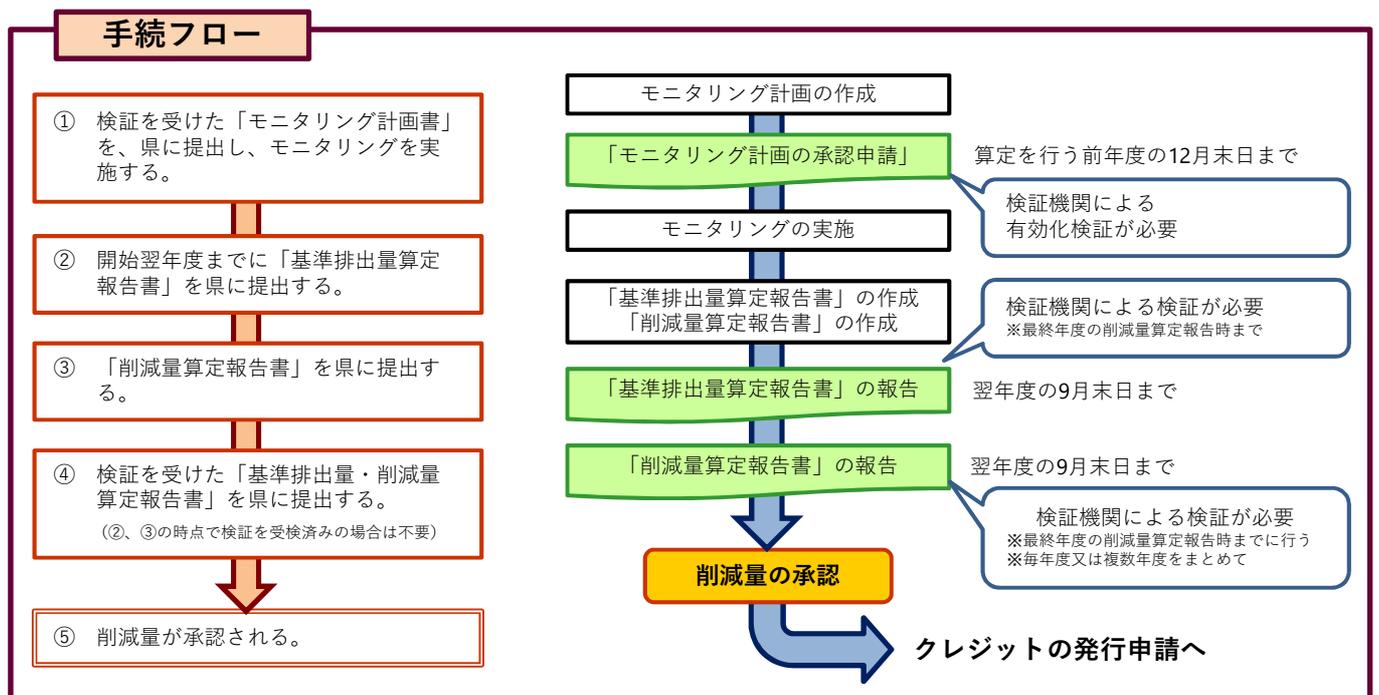
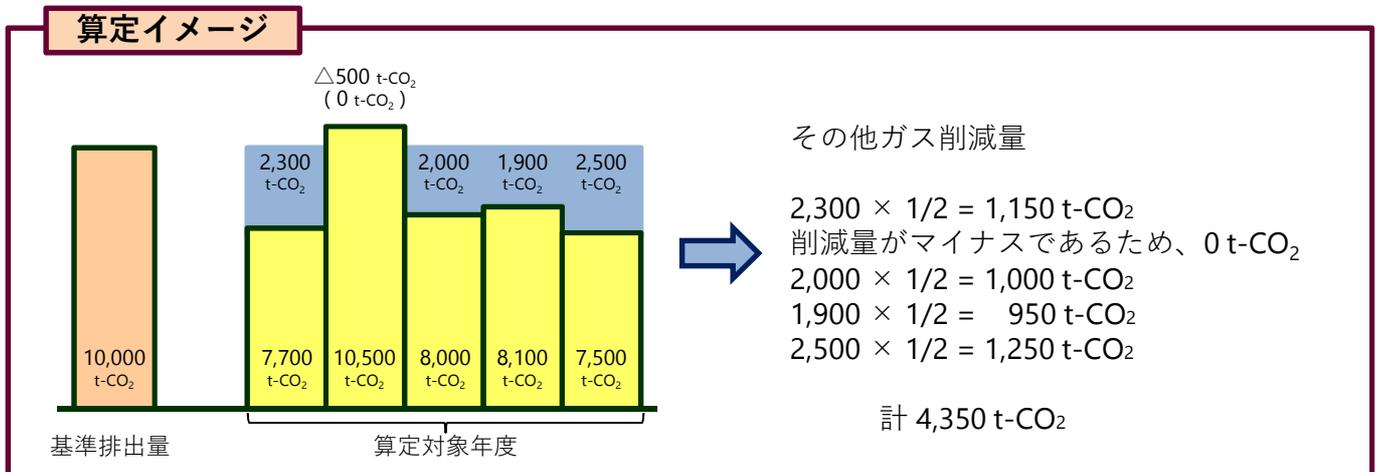
モニタリング計画・基準排出量・年度排出量の第三者検証が必要です。また、モニタリング計画を変更した場合も、再度検証が必要となります。

【クレジット等として利用できる期限】

創出された削減計画期間の、次の削減計画期間まで持ち越して、目標達成に利用できます。

【その他の注意点】

- ・同一種類の排出活動は、全て算定対象活動に含めてください。また、同一の排出活動から複数種類のその他ガスが排出される場合は、それらをまとめてその他ガスの排出量として算定してください。
- ・削減対策の実施に伴い、事業所外におけるその他ガス排出量に増減が生じる場合は、それら事業所外から排出されるその他ガスの変化量も算定対象としてください。
- ・削減した事業所の目標達成にのみ利用可能です。**(他事業所への移転はできません)**
- ・その他ガス削減量の充当量の上限は、削減期間合計で、目標設定ガスの削減目標量と削減不足量のうち、いずれか大きい方となります。



県内中小クレジットは、県内にある中小規模事業所の省エネ対策に伴う削減量をクレジット化したものです。

【創出できる事業所】

- ・ 埼玉県内の中小規模事業所。（大規模事業所以外）
- ・ 事業所の範囲は原則、建物の全部。エネルギー使用量が計量できる場合は建物の一部でも可。
- ・ 他の中小クレジットの対象事業所と重複していない事業所。
- ・ 算定年度の地球温暖化対策計画作成報告書・実績報告書を提出している事業所。
- ・ 申請者は建物の設備更新権限を有する者、又はその者から申請者となることの同意を得た者。（ESCO事業者、リース事業者、設備業者、金融機関等）

【創出できる要件】

- ・ 県が指定する省エネ対策を実施すること。
- ・ 算定年度排出量が基準排出量よりも削減できていること。

【算定の方法（クレジット等にできる量）】

以下のとおり算出された量が、県内中小クレジットの量として認められます。

推計削減量	=	対策削減量 × 1.1
算定年度削減量	=	基準排出量 - 算定年度排出量
県内中小クレジット	=	（推計削減量と算定年度削減量の小さい方）

※ 対策削減量は実施した省エネ対策ごとに算定方法が定められています

※ 基準排出量は省エネ対策の実施年度の直近3か年度から申請者が選択する1か年度の目標設定ガス排出量です

○県が指定する省エネ対策の例

- ・ （高効率機器の導入） 高効率のボイラー、空調機、照明器具等を導入
- ・ （省エネ制御の導入） 空調ポンプに変風量制御を導入、CO₂濃度による外気量制御を導入

【第三者検証】

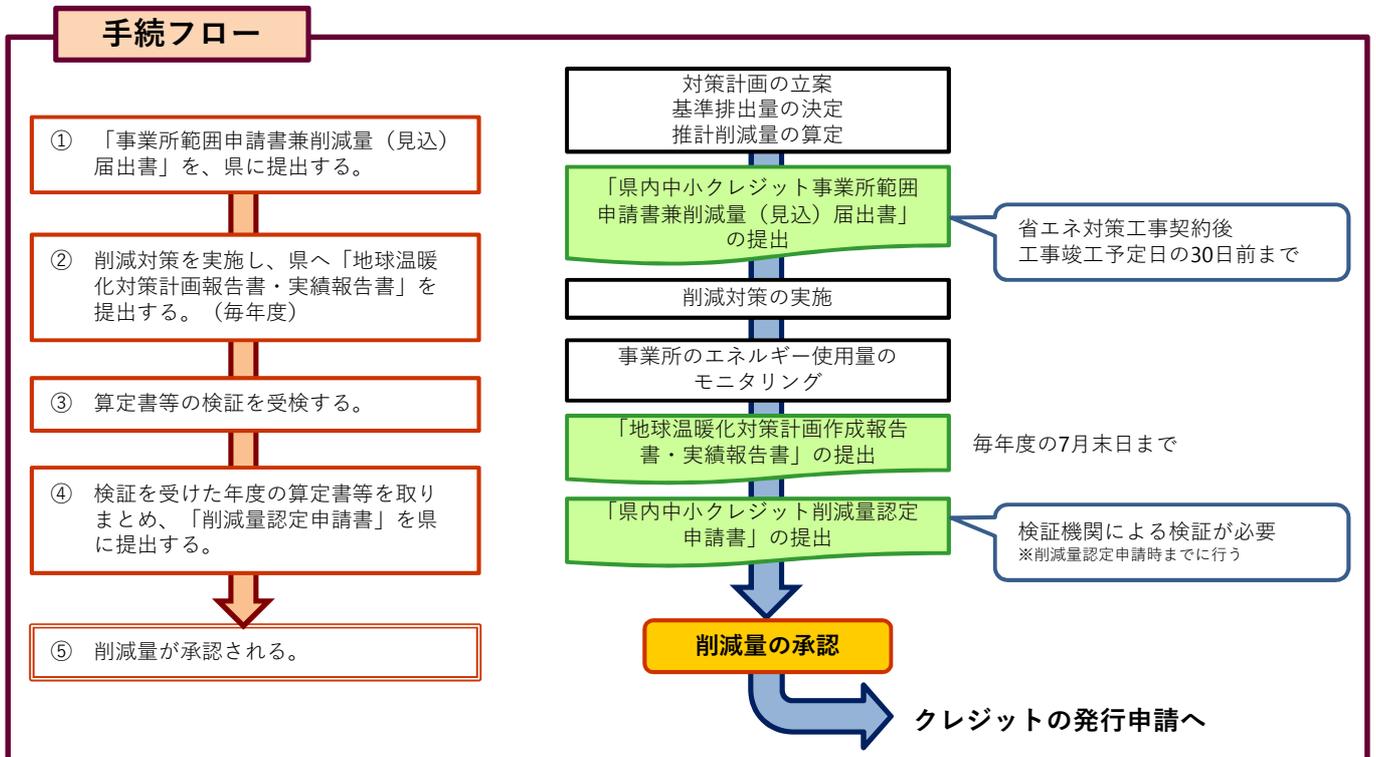
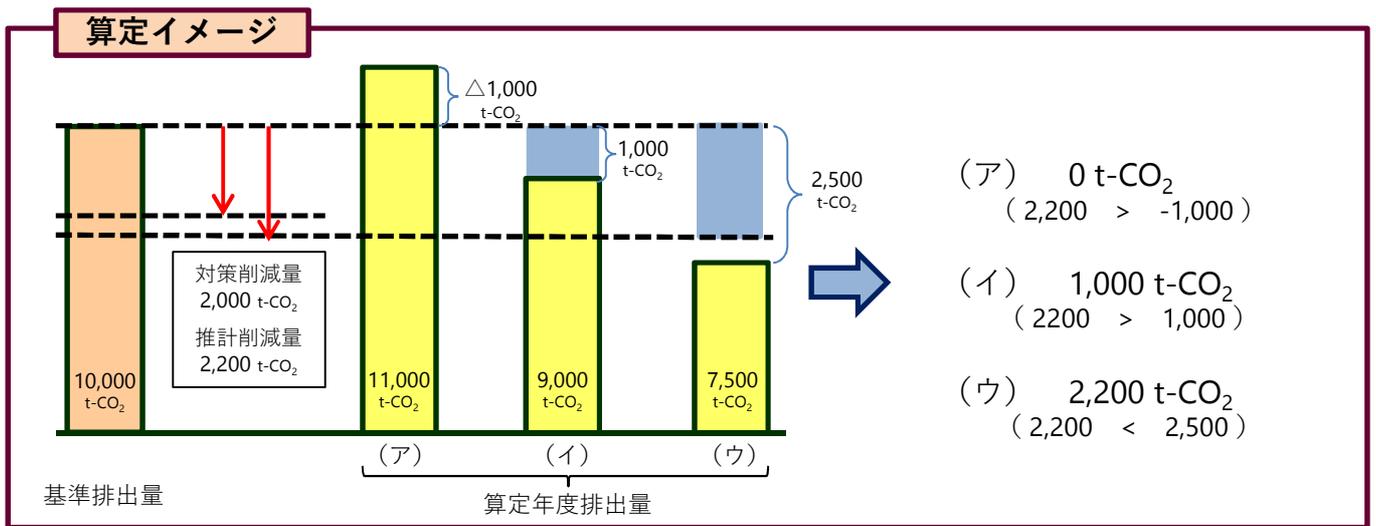
- ・ 基準排出量、算定年度排出量、省エネ対策、推計削減量の第三者検証が必要です。
- ・ 検証後に算定年度排出量以外の変更がなければ次年度以降の検証を省略できます。
- ・ 初回の検証は早めに実施することをお勧めします。
- ・ 検証費用に対する補助制度があります。（事前申請）

【クレジット等として利用できる期限】

- ・削減量の算定対象年度の属する削減計画期間の次の削減計画期間まで持ち越して、目標達成に利用できます。

【その他の注意点】

- ・クレジットの発行可能期間は対策の実施年度又はその翌年度から5年間です。
- ・削減量の認定は、毎年度でも、複数年度まとめてでも可能です。
(クレジット等として利用できる期限内に申請すること)
- ・埼玉連携クレジットとして、東京都制度に移転することができます。
※ 移転できる事業所等には制限があります。詳細はp.23「埼玉連携クレジット」を御覧ください。



4

県外クレジット

県外クレジットは、県外にある大規模事業所相当の事業所におけるエネルギー起源CO₂の排出削減量を、クレジット化したものです。

【創出できる事業所】

- ・埼玉県外の事業所。（国内に限る。発電所及び変電所を除く。）
- ・直近3か年度の原油換算エネルギー使用量が1,500 kL以上かつ基準排出量が150,000 t-CO₂以下であること。
- ・東京都の事業所の場合、東京都の排出量取引制度において超過削減量の申請、届出等をしていないこと。
- ・埼玉県・東京都以外の事業所の場合、東京都の排出量取引制度において、都外クレジットの申請、届出等をしていないこと。

【創出できる要件】

- ・基準年度における事業所施設及び管理体制が「運用管理基準の適合認定ガイドライン」に定める基準に適合していること。
- ・当初申請時において計画されている設備導入対策の推計削減率が基準排出量の11%以上であり、かつ、削減量認定申請時において実際に行われた設備導入対策の推計削減率が基準排出量の11%以上であること。
※事業所の使用開始から県外クレジットの算定可能年度が4か年度以下の事業所における推計削減率の要件は、6%以上となります
- ・実際の排出量の削減実績が目標削減率15%を上回っていること。
※工場等の用途であっても、目標削減率は15%となります。
※事業所の使用開始から県外クレジットの算定可能年度が4か年度以下の事業所の場合の目標削減率は、8%となります

【算定の方法（クレジット等にできる量）】

以下の式で算出された量が県外クレジットの量として認められます。

$$\text{県外クレジット} = \text{削減算定期間における「各年度の削減量」の合計}$$

$$\begin{aligned} \text{各年度の削減量} &= \text{基準排出量からの削減量} - \text{削減目標量} \\ &= (\text{基準排出量} - \text{目標設定ガス排出量}) - (\text{基準排出量} \times \text{目標削減率}) \end{aligned}$$

ただし、クレジット化が可能な量は年間最大で基準排出量の8%となります。

【第三者検証】

当初申請の内容（事業所範囲・基準排出量・運用管理基準の適合性・推計削減率等）と、毎年度のクレジット算定報告書の内容（事業所範囲・年度排出量・推計削減率等）の検証が、必要となります。

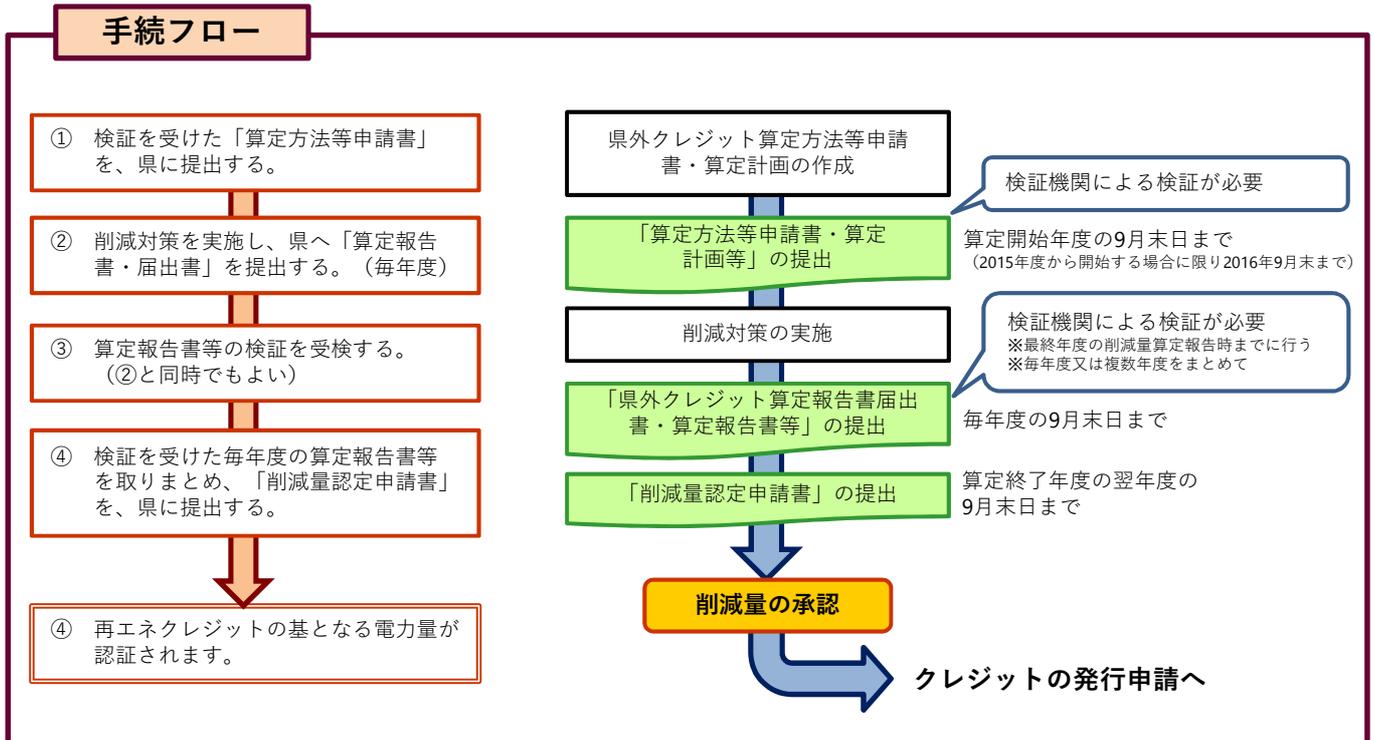
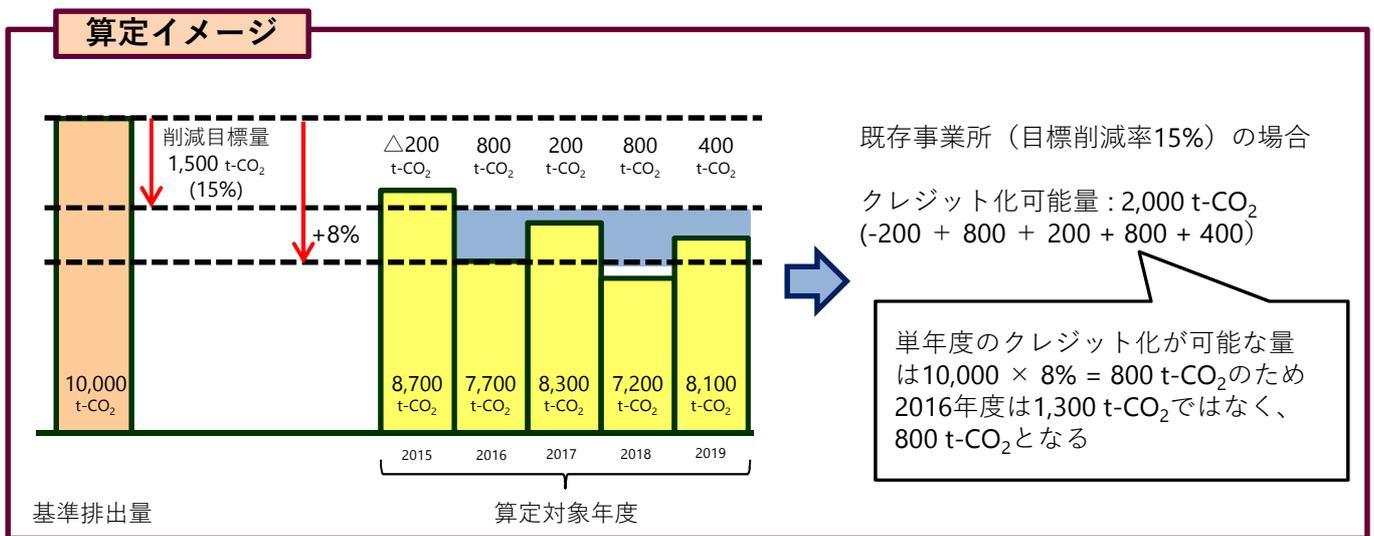
【クレジット等として利用できる期限】

創出された削減計画期間の、次の削減計画期間まで持ち越して、目標達成に利用できます。

【その他の注意点】

- ・ 県外クレジットは、削減計画期間の削減量の合計で算定されます。（削減計画期間の途中での発行は原則できません）
- ・ 県外の既存事業所（従前から使用エネルギーが原油換算で1,500kL以上であった事業所）が第2削減計画期間において県外クレジットを発行しようとする場合は、2016（平成28）年9月末までに当初申請を行う必要があります。

第1区分の事業所は削減目標量の3分の1まで、第2区分の事業所は削減目標量の2分の1までしか、充実に利用できません。



5

再エネクレジット（環境価値換算量）

再エネクレジット（環境価値換算量）は、事業所が設置する再生可能エネルギー（※）発電設備を埼玉県が認定し、その発電量をクレジット化したものです。

※ 再生可能エネルギー（再エネ）の種類
太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス

【創出できる事業所】

国内にある再エネ発電設備を所有している事業所

【創出できる要件】

- ・再エネの利用形態は次の2種類の場合に限ります。
 - ① 発電した電力の自家消費
 - ② 売電契約を結んでいる電気事業者に送電
- ・再エネの種類が水力の場合は次の要件全てに合致すること。
 - ① 発電設備容量が、1000kW以下であること
 - ② 発電形式がダム式、ダム水路式（他の水利用用途のために作られた水路を利用するものに限る）又は水路式のものであること
- ・再エネの種類がバイオマスの場合は次の要件に合致すること。
発電に使用する燃料の95%以上（発熱量の比率）がバイオマス燃料（黒液を除く）であること
- ・再エネクレジットの対象となる電力が計量法に定める検定付の計量器（特定計量器）により計測されていること。
- ・特定計量器で計測された電力量が、検針票やメータの写真で記録し、管理されていること。

【算定の方法（クレジット等にてできる量）】

以下の式で算出された量が再エネクレジットの量として認められます。

$$\text{認証可能電力量 (千kWh)} \times \text{電力量の換算係数 (t-CO}_2\text{/千kWh)} \times \alpha$$

※ 第2削減計画期間の電力量の換算係数は、0.495 t-CO₂/千kWhです

※ α （再生可能エネルギーの種類ごとに定める倍率）の値は以下のとおりです

太陽光、風力、地熱、水力	1.5
バイオマス	1.0

○認証可能電力量

再エネ電気の使用方法により算定方法が異なります

(1) 自家消費の場合

$$\begin{aligned} \text{認証可能電力量 (kWh)} &= \text{全発電電力量 (kWh)} \\ &\quad - \text{補機使用電力量 (kWh)} - \text{電気事業者への送電量 (kWh)} \end{aligned}$$

(2) 電気事業者へ送電（売電）している場合

$$\text{認証可能電力量 (kWh)} = \text{電気事業者への送電量 (kWh)}$$

電力量算定時の注意

- ※補機使用電力量 (kWh) = 送電補機使用電力量 (kWh) + 発電補機使用電力量 (kWh)
- ※発電補機とは、発電設備を運用するための機械（パワーコンディショナ、蓄電池、ポンプ等）を言い、送電補機とは、送電時に電圧を調整するための変圧器等を言います。
- ※バイオマス発電の場合は、得られたバイオマス比率（投入燃料全体に対するバイオマス燃料の比率）を乗じた値が「認証可能電力量」となります
- ※再エネクレジットの対象とならない電力も送電（売電）している場合は「電気事業者への送電量」から除く必要があります。）

【計画制度対象事業所の再エネ施設で発電した電力を自家消費する場合の注意点】

県内における事業者のうち、埼玉県地球温暖化対策計画制度の対象となっている事業者は、毎年、事業所におけるエネルギー使用量を算定し、その結果を報告しています。本制度対象事業所が再エネで発電した電気は、CO₂を排出しないため、自家消費する場合は原則として、本制度上のCO₂排出量算定に含めない（環境価値を認める）ものとして取り扱います。このような本制度対象事業者が自家消費分を再エネクレジットとして発行することは、再エネが有する環境価値を重複して認めることになってしまいます。このため、本制度対象事業所が再エネクレジットを発行する場合には、重複回避のための措置を講じる必要があります。

○重複回避のための措置

以下のいずれかの方法により、環境価値の重複利用を回避します。

(1) 太陽光・風力・地熱・水力の場合

- ①環境価値の一部を自己利用し、一部をクレジット化する
 - ・自家消費した電力量をCO₂排出量算定から除外する。
 - ・電力量を0.5倍した量を再エネクレジット化する。
- ②全ての環境価値を自己利用する
 - ・自家消費した電力量をCO₂排出量算定から除外し、さらに0.5倍した量をCO₂排出量算定において削減量として計上する。
 - ・再エネクレジット化はしない。
- ③全ての環境価値をクレジット化する
 - ・自家消費した電力量をCO₂排出量算定に含める。
 - ・電力量を1.5倍した量を再エネクレジット化する。

(2) バイオマスの場合

- ①全ての環境価値を自己利用する
 - ・自家消費した電力量をCO₂排出量算定から除外し、さらに0.5倍した量をCO₂排出量算定において削減量として計上する。
 - ・再エネクレジット化はしない。
- ②全ての環境価値をクレジット化する
 - ・自家消費した電力量をCO₂排出量算定に含める。
 - ・電力量を1.0倍した量を再エネクレジット化する。

【第三者検証】

設備認定・電力量認証の際に第三者検証が必要です。また、一度設備認定を受けた設備においてその内容の変更（再エネの種類と形式、発電設備容量または認証可能電力量の確認方法の変更）が生じた場合にも、再度検証が必要となります。

【クレジット等として利用できる期限】

電力量認証を受けた電力の発電時期の属する削減計画期間の、次の削減計画期間まで持ち越して、目標達成に利用できます。

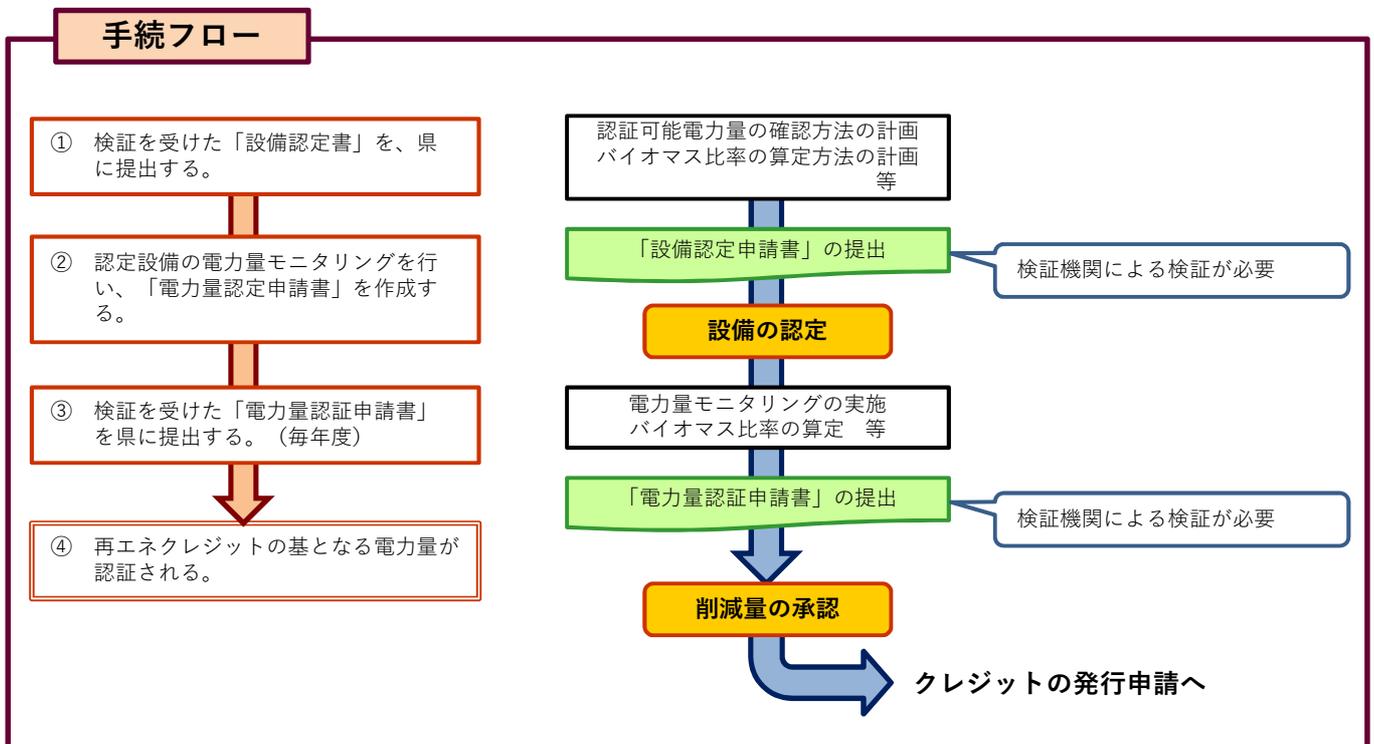
【その他の注意点】

- ・他制度（※）において再エネの環境価値が認証されている設備は、再エネクレジット（環境価値換算量）の設備認定の対象外です。

※ 他制度の例

固定価格買取制度、グリーンエネルギー認証制度、
J-クレジット制度（都道府県版含む）、東京都の排出量取引制度

- ・埼玉県地球温暖化対策計画制度の対象事業所において、再エネとして発電した電力を自家消費し、その分の電力量を目標設定ガス排出量の算定から除外している場合は、再エネクレジットの対象外となります。（重複利用）
- ・太陽熱施設は環境価値換算量認定の対象外です。（グリーン熱証書として発行されたものは再エネクレジット（その他削減量）として利用できます）
- ・電気事業者への送電している場合は、送電点（財産境界点）に設置した特定計量器で計測します。



再エネクレジット (その他削減量) は、他制度 (※1) で認められた再生可能エネルギー (※2) の環境価値を、本制度で利用できるクレジットにしたものです。

※1 対象となる制度

グリーン電力証書、グリーン熱証書、RPS法の新エネルギー等電気相当量

※2 再生可能エネルギー (再エネ) の種類

太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス

【創出できる事業所】

- (1) グリーン電力 (熱) 証書の場合
グリーン電力 (熱) 証書の最終所有者である大規模事業者
- (2) 新エネルギー等電気相当量の場合
当該電気相当量の保有者 (県内外を問いません)

【創出できる要件】

- (1) グリーン電力 (熱) 証書の場合
 - ・グリーン熱証書については、再エネ由来の熱の種類が太陽熱であること
 - ・使用目的 (用途) が本制度へ利用することが明確になっているものであること
(例：埼玉県目標設定型排出量取引制度への利用)
※2008 (平成20) 年度から2010 (平成22) 年度までに発行したグリーン電力 (熱) 証書の場合は、CSRレポート等で対外的に文書等で報告を行ったものであれば、利用可能です
- (2) 新エネルギー等電気相当量の場合
 - ・RPS法 (新エネルギー特別措置法) の義務履行に利用されない新エネルギー等電気相当量であり、その減量手続き (RPSキャンセル) が完了していること
 - ・使用目的 (用途) が本制度へ利用することが明確になっているものであること
(例：埼玉県目標設定型排出量取引制度への利用)
- (3) 再エネの種類が水力の場合は、次の要件全てに合致すること
 - ① 発電設備容量が、1000kW以下であること
 - ② 発電形式がダム式、ダム水路式 (他の水利用用途のために作られた水路を利用するものに限る) 又は水路式のものであること
- (4) 再エネの種類がバイオマスの場合
発電に使用する燃料の95%以上 (発熱量の比率) がバイオマス燃料 (黒液を除く) であること

【算定の方法（クレジット等にてできる量）】

以下の式で算出された量が再エネクレジットの量として認められます。

（1）グリーン電力証書の場合

$$\text{グリーン電力証書の認証発電電力量（千kWh）} \times \text{発電量の換算係数（t-CO}_2\text{/千kWh）} \times \alpha$$

※ 発電量の係数は以下のとおりです

2017（平成29）年度のバンキング増量前の発行申請	0.386 t-CO ₂ /千kWh
2017（平成29）年度のバンキング増量後の発行申請	0.495 t-CO ₂ /千kWh

※ α （再生可能エネルギーの種類ごとに定める倍率）の値は以下のとおりです

太陽光、風力、地熱、水力	1.5
バイオマス	1.0

（2）グリーン熱証書の場合

$$\text{グリーン熱証書の認証電力量（MJ）} \div 1,000 \times \text{熱量の換算係数（0.057 t-CO}_2\text{/GJ）} \times 1.5$$

（3）新エネルギー等電気相当量の場合

$$\text{新エネルギー等電気等相当量（千kWh）} \times \text{電力量の換算係数（t-CO}_2\text{/千kWh）} \times \alpha$$

※電力量の換算係数及び α の値は、上記のグリーン電力証書の場合と同じです

【第三者検証】

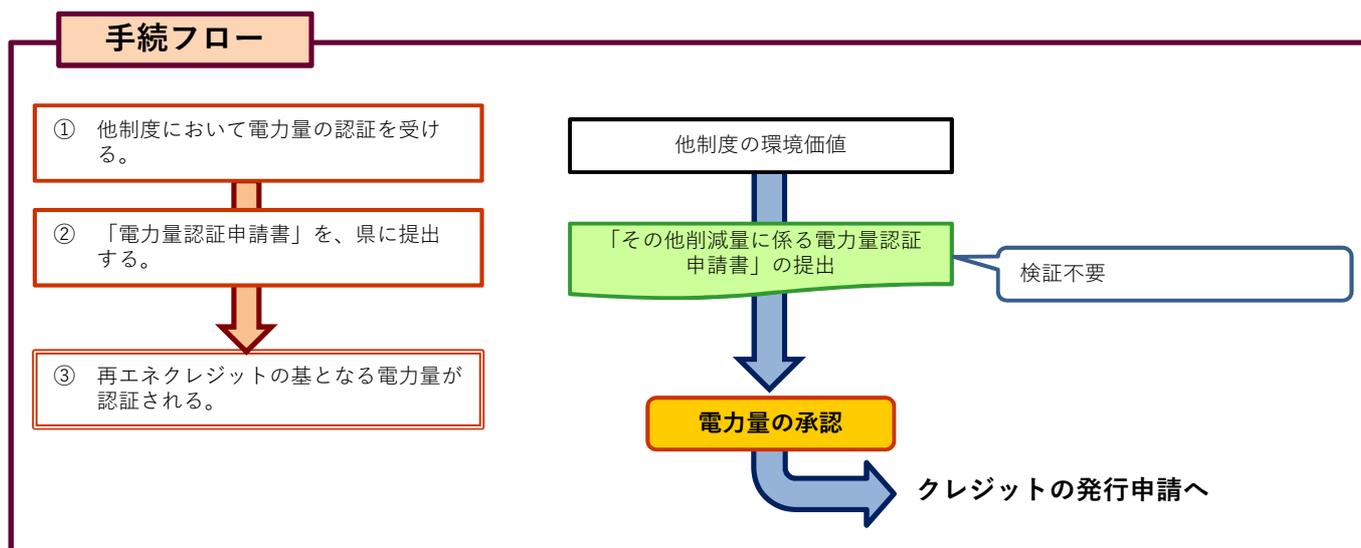
他制度で環境価値が認証されているため、検証は不要です。

【クレジット等として利用できる期限】

発電（熱）又は発行された日の属する削減計画期間の、次の削減計画期間まで持ち越して、目標達成に利用できます。ただし、2008（平成20）年3月末以前に発電された電力量については、第2削減計画期間で利用できません。

【その他の注意点】

- ・使用目的（用途）の記載が、事業所等を限定せず、「埼玉県目標設定型排出量取引制度への利用」等となっているものは、再エネクレジット化後に、自らの目標達成に利用することも、他者に移転することも可能です。
- ・使用目的（用途）の記載が、「埼玉県目標設定型排出量取引制度の〇〇事業所の充当への利用」等のように本制度の一部に限定されているものを、記載内容以外の目的で利用することは、元の制度における禁止事項に該当する場合があります。



森林吸収クレジット（埼玉県森林CO₂吸収量認証制度）は、埼玉県の森林CO₂吸収量認証制度で認証された吸収量を、本制度で利用できるクレジットにしたものです。

【創出できる事業者】

埼玉県森林CO₂吸収量認証制度に基づく認証書を持つ大規模事業者

【創出できる要件】

- ・埼玉県森林CO₂吸収量認証制度に基づく認証をうけた吸収量であること。
- ・前期若しくは今期の削減計画期間内に発行された認証書、又は、前期若しくは今期の削減計画期間内に吸収された量に由来する認証書であること。
- ・他制度において既に吸収量が認証された森林経営活動等でないこと。

【第三者検証】

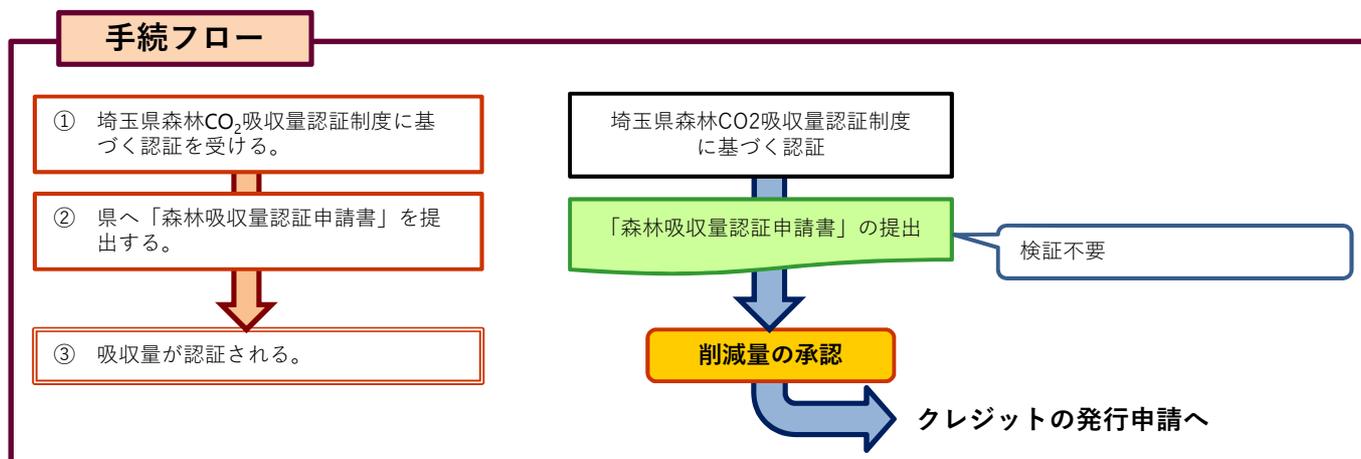
他制度で認証されているため、検証は不要です。

【算定の方法（クレジットにできる量）】

埼玉県森林CO₂吸収量認証制度に基づく認証をうけた吸収量に1.5を乗じた量が森林吸収クレジットの発行量となります。

【クレジット等として利用できる期限】

- ・認証書の発行日の属する削減計画期間の翌削減計画期間まで、又は、森林管理活動等でCO₂吸収が行われた日の属する削減計画期間の翌削減計画期間まで。
- ・2008（平成20）年3月末日以前に吸収された量は、第2削減計画期間で利用できません。
- ・森林吸収クレジット（埼玉県森林CO₂吸収量認証制度）は他の事業者に移転できません。



森林吸収クレジット（カーボンオフセット・クレジット認証制度）は、他制度（※）において森林経営活動又は植林活動により発行されたクレジットを、本制度で利用できるクレジットにしたものです。

※対象となる制度（以下、まとめて「カーボンオフセット・クレジット認証制度」といいます）
オフセット・クレジット（J-VER）制度、都道府県J-VER制度又はJ-クレジット制度

【創出できる事業者】

カーボンオフセット・クレジット認証制度のクレジットを持つ大規模事業者

【創出できる要件】

- ・カーボンオフセット・クレジット認証制度において、森林経営活動又は植林活動により発行されたクレジットであること。
- ・前期若しくは今期の削減計画期間内に発行されたクレジットであること、又は、前期若しくは今期の削減計画期間内に吸収された量に由来するクレジットであること。
- ・大規模事業所が本制度の目標達成に利用することが使用目的で明確になっていること。
- ・カーボンオフセット・クレジット認証制度以外の制度において、既に吸収量が認証された森林経営活動等でないこと。

【算定の方法（クレジットにできる量）】

埼玉県内で実施されたプロジェクトによるクレジットは1.5を乗じた量を森林吸収クレジットの発行量とし、県外で実施されたプロジェクトクレジットは1.0を乗じた量を森林吸収クレジットの発行量とします。

【第三者検証】

他制度で認証されているため、検証は不要です。

【クレジット等として利用できる期限】

- ・クレジットの発行日の属する削減計画期間の次の削減計画期間まで、又は、森林管理活動等でCO₂吸収が行われた日の属する削減計画期間の次の削減計画期間まで。
- ・2008（平成20）年3月末日以前に吸収された量は、第2削減計画期間で利用できません。

【その他の注意点】

- ・他の事業者に移転できない場合があります。（元の制度の規定に従います）

手順フロー

7. 森林吸収クレジット（埼玉県森林CO₂吸収量認証制度）の手続きフローと同様です

9

東京連携クレジット

東京連携クレジットは、東京都「総量削減義務と排出量取引制度」において創出されたクレジットを、埼玉県制度で利用できるクレジットにしたものです。

【創出できる事業者】

東京都「総量削減義務と排出量取引制度」の対象となる事業所。

【創出できる要件】

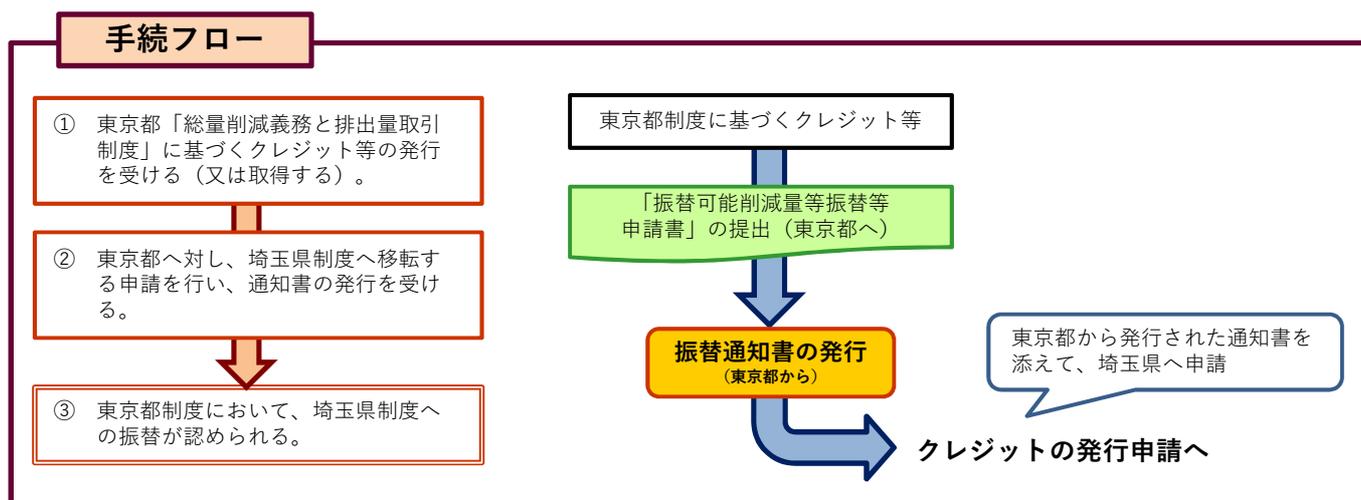
- ・ 東京都制度において創出された「超過削減量」「都内中小クレジット」「埼玉連携クレジット」を所有していること。
※この場合の「埼玉連携クレジット」とは、埼玉県目標設定型排出量取引制度において創出されたクレジットであって、一度東京都制度に移転したものをいいます。
- ・ 超過削減量においては、その削減計画期間の義務履行がなされている事業所であること。
- ・ 超過削減量においては、基準排出量 150,000 t-CO₂以下の事業所であること。

【第三者検証】

東京都制度で認証されているため、検証は不要です。

【クレジット等として利用できる期限】

創出された削減計画期間の、次の削減計画期間まで持ち越して、目標達成に利用できます。



埼玉連携クレジット

東京連携クレジットと同様に、埼玉県目標設定型排出量取引制度で創出されたクレジットを、東京都「総量削減義務と排出量取引制度」に移転することができます。

- ・移転できるのは、「超過削減量」「県内中小クレジット」「東京連携クレジット」に限ります。
 - ※この場合の「東京連携クレジット」とは、東京都制度において創出されたクレジットであって、一度埼玉県制度に移転したものをいいます。
- ・超過削減量においては、その削減計画期間の目標達成が確認されて発行されたものに限ります。
 - ※削減計画期間の途中で移転することはできません。
 - ※大規模事業所廃止により削減計画期間が変更（短縮）され、その期間での目標達成が確認された事業所の超過削減量は、移転することができます。
- ・超過削減量においては、基準排出量 150,000 t-CO₂以下の事業所で創出されたものに限ります。

お問い合わせ

埼玉県 環境部 温暖化対策課
計画制度・排出量取引担当
〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1 (埼玉県庁第3庁舎2階)

TEL : 048-830-3044, 3049

FAX : 048-830-4777

E-mail : a3030-03@pref.saitama.lg.jp

<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0502/torihikiseido.html>

2016年2月